

運営規程

(目的)

第1条 この規定は、有限会社秋田しゃぼんサービスが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明し同意を得る。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称は「グループホームりんご村」と称する。

本事業所の所在地は、秋田県横手市大屋新町字平林46番地1号とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤・計画作成担当者兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人保健施設、協力指定病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 名(常勤8名、非常勤10名)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は(1ユニット9名)とし(2ユニット)で計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等介助
- ② 日常生活上の援助
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状態、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族の代表に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | | |
|---|--|------|--------------|
| ① | 家賃（維持管理費含む） | 980 | 円/日 |
| ② | 食事 | 朝 | 330 円/日 |
| | | 昼 | 390 円/日 |
| | | 夜 | 390 円/日 |
| | | おやつ | 2×100 円/日 |
| ③ | 水道光熱費 | 420 | 円/日 |
| ④ | 理美容代 | 実 費 | |
| ⑤ | おむつ代 | 実 費 | |
| ⑥ | その他、日常生活に於いて通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。 | 実 費 | |
| ⑦ | 冬季光熱費 | 270 | 円/日 （11月～4月） |
| ⑧ | 消耗品費 | 2100 | 円/月 |

2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込等によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ②自傷他害のおそれがないこと。
- ③常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努める。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

- 第11条 従業者は指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には緊急やむを得なかった理由を、利用者及び家族の代表へ報告し、同意を得ていくこととする。そして、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録する。
- 3 ただし、解除することを目標に検討を行う。
- 4 身体的拘束や虐待防止については施設内で委員会を設置し、定期的に委員会や研修会を開催し防止に努める。

(秘密保持)

- 第12条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講ずる。

(苦情処理)

- 第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の処置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及び家族に対する説明、記録の整理等必要な処置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(連帯保証人)

第15条 りんご村に入所利用するにあたり、家族の代表は連帯保証人を一人選任するた

め、連帯保証人の説明を以下のようにする。

- 2 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 3 前項の連帯保証人の負担は、100万円を極度額の限度とする。
- 4 連帯保証人が負担する債務の元本は、本契約の解約日または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 5 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、債務不履行による損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供する。

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な施設、備品等清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

- 2 感染予防の委員会を設置し、指針を掲げ定期的に委員会を開催し、管理者は感染症予防のための研修と訓練を実施し、業務継続に向けた計画の実現に努める。
- 3 従業者は、感染症等に関する研修や訓練に参加し、常に知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講ずる。

- 2 管理者は非常災害に関する防災訓練を計画し年2回実施し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には避難、救出ができるよう指導をする。
- 3 自然災害に関する指針を掲げ研修や訓練を実施し、業務継続に向けた計画の実現に努める。

4 従業者は、これら災害等に関する研修や訓練に参加し常に知識の習得に努める。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする

【協力医院について】

高橋内科医院 横手市安田ブンナ沢80-45 電話32-5662

付則 この規定は、平成16年2月1日から施行する。

上記 令和7年4月1日改定